

# 健康な時にこそ 健診で体のチェックを

総合健康診査は 9/21(火)~



健康で楽しい毎日を

がん・心臓病・脳卒中などの生活習慣病は、日本人の死因の多くを占めています。町で、平成11年から14年に生活習慣病が原因で死亡した方の割合を見ても、毎年、総死亡者数の半数を超えていることが分かります。これらの病気は、偏った食事や喫煙・お酒の飲み過ぎ・運動不足などが原因の一つとされています。健康な毎日を送るためには、生活改善による「予防」と健診による「早期発見」が重要となります。

町では、9月21日(火)から10月8日(金)まで下表のとおり、各地区集会所等において

町の生活習慣病による死亡者数 (単位:人)

	H 11	H 12	H 13	H 14
生活習慣病による死亡者数	60 (70%)	55 (60%)	80 (65%)	60 (62%)
総死亡者数	87	91	123	97

総合健康診査を実施します。対象となる方は、実施日を確認し忘れずに受診しましょう。

健診当日に、持参する物や注意事項は次のとおりです。

◆当日持参するもの

①総合健康診査受診録  
太い枠内を鉛筆又はシャープペンシル(HB)で記入し、当日持参してください。(なお、年齢の起算日は、平成17年3月31日となっています。)

②生活習慣病のための健康チェック票

③尿(基本健診受診者)  
容器に入れて持参してください。

④肝炎検診対象の方は、「C型・B型肝炎ウイルス検診問診票」を記入し持参してください。

⑤料金については、健康診査内容の受診者負担金欄をご覧ください。

なお、70歳以上の方は基本健康診査以外の検査については、料金がかりますのでご注意ください。

## 総合健康診査日程

実施月日	対象地区	実施会場	受付時間
9月21日(火)	旭町区、豊郷区	鏡石町公民館	午前8時~9時30分
22日(水)	笠石区(上町、中組、下組、新米町)	笠石多目的集会所	
24日(金)	笠石区(南町、北町、杉林、堀米)、さかい区		
27日(月)	高久田区	高久田多目的集会所	
28日(火)	鏡田区(1~9班)	鏡田転作センター	
29日(水)	鏡田区(10~18班)		
30日(木)	成田区(1~10班)	成田保健センター	
10月1日(金)	成田区(11~18班)	久来石転作センター	
4日(月)	久来石区		
5日(火)	仁井田区		
6日(水)	鏡石1区、2区		
7日(木)	鏡石2区、3区		
8日(金)	鏡石3区、4区	町勤労青少年ホーム	

### ●日曜健康診査

10月17日(日)	上記日程で受診できなかった方※要予約	町勤労青少年ホーム	午前8時~9時30分
-----------	--------------------	-----------	------------

※日曜健康診査を希望する方は、必ず健康福祉課へ10月13日(水)までにお申し込みください。

## 肝炎ウイルス検診も実施します

国のC型肝炎緊急総合対策の一環として、平成18年度まで肝炎ウイルス検診を実施しております。

肝がんの約80%がC型肝炎によるものであることから、早期発見し適切な治療を行うため、基本健診の血液検査に併せて行います。

### ◆肝炎ウイルス検診対象者

①胃がん検診を受診される方は、当日の朝食及び、前日の午後9時以降はお茶・水・たばこ等は一切口にしないでください。

②妊娠中(妊娠の疑いがある方)、又は、今年度内に学校・事業所等で健診を受診される方、医療機関で各種検査を受診される方、人間ドックを受診する方は対象外となります。

また、健診の該当者で個人通知のない方は、町健康福祉課までご連絡ください。

## 都合により受診できない方へ

実施期間内に都合により受診できない方のために、日曜健康診査を10月17日(日)午前8時から町勤労青少年ホームで行います。

受診を希望される方は、町健康福祉課へ10月13日(水)までにお申し込みください。

◆問い合わせ先 町健康福祉課 ☎62-2115

## 平成16年度 総合健康診査内容

検診名	対象者	検診内容	受信者負担金
結核検診	18歳以上	●胸部エックス線検査 ※検診を受ける必要のない方 1) 妊娠中の者 2) 学生、生徒 3) 勤務先で受けた者又は予定の者	無料
基本健康診査	30歳以上 70歳以上 無料	●基本健康診査 1) 身体測定 2) 医師の診察 3) 血圧測定 4) 尿検査 5) 脂質検査(中性脂肪、総コレステロール、HDL) 6) 肝機能検査 7) 心電図検査 8) 眼底検査 9) 貧血検査 10) 血糖検査 11) 腎機能検査 ※受診の際は、コンタクトレンズは外してからおいでください。	1,000円 70歳以上 無料
肝炎ウイルス検査(平成18年度まで実施)	30歳以上の該当者	●C型・B型肝炎ウイルス検査(血液検査) ●該当者 ①節目検診 30、35、40、45、50、55、60、65、70歳の方 ②上記以外の該当者 ア. 過去に肝機能異常を指摘されたことのある方 イ. 広範な外科的処置を受けたことのある方、又は妊娠、分娩時に多量の出血したことのある方で定期的に肝機能検査を受けていない方	300円
胃がん検診	30歳以上	●胃エックス線検査 1日の検査人数に制限がありますので、できるだけ指定日に受診してください。 ※妊娠中又は、妊娠の疑いがある方は受診できません。	700円
肺がん検診	30歳以上 30歳以上	●胸部エックス線検査 結核検診に併せて、肺がんの読影を行います。	無料
	30歳以上	●喀たん細胞検査(当日容器を渡し、後日回収します)	500円
大腸がん検診	30歳以上	●便潜血検査2回法(当日容器を渡し、後日回収します)	400円

# 裁判員制度

平成21年までスタート

これまでの刑事裁判



裁判員制度が導入されると...

- 裁判が身近で分かりやすいものになる
- 司法に対する国民の信頼が向上する

平成16年5月に「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が成立し、裁判員制度が公布の日(平成16年5月28日)から5年以内に施行されることになりました。この制度は、国民のみならず、国民のみなさんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするか裁判官と一緒に決めてもらう制度です。ここでは、制度の内容についてお知らせいたします。

裁判員はどやって選ばれるの? 20歳以上の国民のみなさんの中から、抽選で候補者を選びます。実際に裁判員になるのは、この候補者の中から、事件ごとに選任のための手続により選ばれた人たちです。

裁判員は、何をやるの? 裁判官3人と裁判員6人が一組となり、法廷で検察官の主張や被告人・弁護人の主張、証拠の内容を見聞きした上で、被告人が有罪かどうか、また有罪であるとしたら、どのような刑が適当かを議論して決めます。

裁判員は、どんな事件に参加するの? 20歳以上の国民のみなさんに参加していただく制度ですので、基本的に辞退はできないことになっています。

多くの裁判は、数日間が終わります。裁判所としても充実した裁判を行い、国民のみなさんの負担を軽くするように努力していきます。

裁判員になることは辞退できないの? 広く国民のみなさんに参加していただく制度ですので、基本的に辞退はできないことになっています。

ただ学生や70歳以上の方は

辞退できますし、病气や介護などの事情で裁判所に来ることが難しいと認められた方も、辞退することができます。

経済的な補償はしてもらえるの? 旅費や日当などが支給されます。なお、法律によって裁判員の職務を行うのに必要な時間は職場を離れることが認められています。また、雇用主は、裁判員の職務を行うために休暇をとったことなどを理由として、不利益な取扱いをしてはならないこととされています。

※詳しくは、裁判所ホームページをご覧ください。  
(http://www.courts.go.jp/)